

伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札 入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書等、契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額以上を納付しなければならない。

- (1) 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき
- (2) 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき
- (3) 発注者が求める入札条件を確認する帳票類を提出しなかったとき
- (4) やむを得ない事情として発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結に至らなかったとき

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、所定の様式を使用して入札書を作成し、工事費内訳書とともに提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、事業費（伐木・造材・集材（・地拵・植栽等））、伐倒木買取額（土場引取額）それぞれについて見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 伐倒木買取額は、伐倒木評価額以上で見積らなければならない。
- 4 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしないこと（脅迫的言辞の有無を問わない。）。
- 3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において、公告、入札心得及び各種仕様書等について不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしないこと。

(工事費内訳書の提出)

第5条 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と第1回入札書の事業費見積額は、原則として一致しなければならない。

ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。

また、積算価格の値引きは、認めないこととする。

- 2 前項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (1) 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

- 3 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 工事費内訳書の数量のうち集材及び造材の数量は、設計数量以上であれば有効とする。
- 5 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(設計図書等に対する質問・回答)

第6条 発注機関の長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を長野県公式ホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

(設計図書等の優先順位等)

第7条 入札公告している設計図書等(閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書・指導事項(特記仕様書を含む)、数量計算書、設計図面)について、設計図書等間に食い違いがあった場合、入札見積りに関しての優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とする。なお、疑義がある場合は、応札者は質問期間中に質問を提議し、発注者から回答を得るものとする。

○食い違いがあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

(入札の延期等)

第8条 発注機関の長は、入札参加者の質問などにより設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに入札日を延期できるものとする。なお、延期を行う場合、入札公告、質問回答及び入札予定表示(修正内容履歴)において変更期日等について示すものとする。

(入札の取りやめ等)

- 第9条 発注機関の長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。
- 2 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。

(入札回数)

第10条 入札回数は2回を限度とする。2回目の入札(以下「再入札」という。)をした場合において、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ事業費に対する失格基準価格(以下「失格基準価格」という。)以上の入札がない場合は、2回目の入札において無効(失格)となった者を除き、事業費見積額から伐倒木買取見積額を差し引いた額(以下「差引価格」という。)が最も低い入札者で入札参加資格要件を満たす者と随意契約がで

きるものとする。

(入札の執行等)

第11条 入札は、入札公告で指定した日時、場所において行う。

2 開札は公開とする。

3 1回目の入札において、無効（失格）となった入札者は、再入札に参加することができない。

4 事業費見積額が事業費の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の入札者のうち差引価格が低い順に順位を決定する。

5 発注機関の長は、同じ差引価格をもって入札した者が2人以上あるときは、事業費見積額が低い順に順位を決定する。

さらに事業費見積額が同額の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、順位を決定する。

この場合、当該入札参加者は、くじ引きを辞退することはできない。

6 発注機関の長は、落札を保留し、速やかにすべての入札者について伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第5第1号のアからコ及び第2号エ及びオに掲げる入札参加資格要件の審査及び入札書と工事費内訳書の照合を行う。審査等の結果における適格者のうち、前項により決定した差引価格の最も低い入札者（事務処理要領第24及び第25に該当し無効及び無効（失格）になった者を除く）から順に落札候補者として事務処理要領第21の入札参加資格要件等の審査を行うものとする。

(再入札)

第12条 発注機関の長は、前条の開札の結果、事業費見積額が事業費の予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上の入札がなく、事業費見積額が事業費の予定価格を超える入札がある場合は、設計書等の入札実施条件を再確認し、開札後速やかに再入札の実施について決定する。

2 前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者をその理由と共に読み上げ、再入札を実施することを宣言するものとする。

3 1回目の入札書が無効（失格）となった者、又は再入札までに入札書を提出しない者は、再入札に参加できないものとする。

4 再入札書の提出時にあっては、工事費内訳書の添付は不要とする。ただし、再入札の結果落札候補者を決定した場合は、入札参加資格要件審査書類の提出時に求めるものとする。

5 前条に規定する開札の方法については、再入札について準用するものとする。

(予定価格に対する疑義申立て)

第13条 事業費の予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行うことができる。

2 事業費の予定価格について疑義がある場合は、入札公告に示す期間内に指定する場所に、疑義申立て書を提出することができる。

3 疑義申立てに対する確認結果等は、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、受付終了前に長野県公式ホームページに掲載する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第14条 落札候補者は、伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕（以下「入札公告〔共通事項〕」という。）の9により入札参加資格要件審査書類を別

紙により持参提出しなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

第15条 入札公告〔共通事項〕の10による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者とする。

2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(契約保証)

第16条 契約保証金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16並びに財務規則（昭和42年規則第2号）第142条及び同規則第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとする。

また、伐倒木買取額に対する契約保証金についても、事業費（契約額）と同様とする。

(入札書の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (2) 商号又は名称・押印のいずれかがない入札書
- (3) 発注者の記載がないか誤っている入札書
- (4) 金額の記入がない入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (7) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが記載されていない入札書
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (9) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (10) 入札公告に示す、参加資格業種、営業所の所在地に関する要件を満たさない者が入札した入札書
- (11) 伐倒木買取見積額が伐倒木評価額を下回って入札した入札書
- (12) 入札公告〔共通事項〕1(1)から(10)に掲げる要件を満たさない者が入札した入札書
- (13) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書

(入札書の無効（失格）)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。ただし、(7)及び(8)については入札公告〔共通事項〕の10による審査の結果が判明するまで及び、失格基準価格が判明するまでは有効とするものとし、入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるかまたは未記載で意思表示が明確でない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称が記載されていない入札書（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（ただし、工事費内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は除く。）

- (4) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書（ただし、内容が軽微なものを除く）
- (5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事の入札書
- (6) 入札公告〔共通事項〕3の11に規定する失格基準価格を下回る事業費見積額を記載した入札書
- (7) 入札公告〔共通事項〕9に規定する提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (8) 入札公告〔共通事項〕9に規定する専門技術者の名簿等及び当該技術者との雇用関係を証する書類、同種工事及び県工事の契約書、納税証明書（未納の県税等徴収金がない証明書）又はその他の要件に関する入札参加要件を満たさない者が入札した入札書
- (9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (10) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (11) 失格基準価格が判明した後に、入札公告〔共通事項〕1に掲げる要件を満たさなくなった者の入札書
- (12) 同時に複数を発注した場合において、他の森林整備業務等に配置されていない専門技術者数と同数の落札候補者となった時点で、落札候補者が入札した落札決定順位が下位の工事の入札書
- (13) 入札公告〔共通事項〕9(2)に規定する技術者を配置できない者の入札した入札書
- (14) 上記(1)から(13)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

（契約の締結）

- 第19条 落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。
- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を発注機関の長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと発注機関の長が認めたときは、この限りでない。
- 3 契約に要する経費は契約人の負担とする。

（工事開始日）

第20条

工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める履行期間の初日も同日とする。

（工事の着手）

- 第21条 受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（履行期間の初日）から準備期間内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。
- なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

（専門技術者等の配置）

- 第22条 受注者は、長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱（平成13年4月1日施行）第3第2項2号に規定する専門技術者を専任で配置しなければならない。

- 2 受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は森林整備業務技術者名簿（長野県森林整備業務入札参加資格審査実施要綱第3第1項第10号に規定する技術者名簿）に記載されている技術職員であり、契約人と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）がなければならない。

（その他）

第23条 入札参加者及び受注者は、次の各号に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、請負代金の全部又は一部について、第三者への譲渡若しくは第三者からの差し押さえがあったときには、下請負人及び資材業者等の工事請負代金に係る債権者に対し、代金の決済方法等について説明を行い誠実に履行すること。
- (2) 下請要件の確認調査等契約締結前に行われる調査、又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等の不誠実な行為をしないこと（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む）。

平成21年（2009年）9月30日 一部改正
平成22年（2010年）4月1日 一部改正
平成23年（2011年）5月27日 一部改正
平成26年（2014年）3月28日 一部改正
平成26年（2014年）8月1日 一部改正
平成27年（2015年）5月15日 一部改正
平成29年（2016年）9月29日 一部改正
平成30年（2018年）5月22日 一部改正
平成31年（2019年）4月1日 一部改正
令和元年（2019年）10月1日 一部改正
令和2年（2020年）4月1日 一部改正
令和3年（2021年）5月1日 一部改正
令和4年（2022年）7月1日 一部改正
令和6年（2024年）3月27日 一部改正
令和6年（2024年）10月22日 一部改正
令和8年（2026年）7月22日 一部改正

別 紙

入 札 参 加 資 格 要 件 審 査 書 類 の 提 出 に つ い て

年 月 日

〇〇〇〇振興局長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記のとおり入札公告に示された入札参加資格要件審査書類を提出します。

記

1 工事名・工事箇所名

2 入札参加資格要件審査書類

(1) 長野県の森林整備業務入札参加資格を受けていることを証する書類の写

(2) 工事の実施現場に専任配置できる専門技術者の名前及び名簿と、その配置の可否を示す書類

専 門 技 術 者 氏 名	
---------------	--

注：専門技術者の全体名簿及び配置の可否を示す書類（写）を添付すること。

(3) 同種工事・県工事の契約書の写

(4) 納税証明書（入札公告日から3ヶ月前の日以降に交付された未納の県税等徴収金がない証明書の写）

(5) 建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任の技術者を記載した配置技術者名簿一覧

別紙のとおり

(6) その他入札公告に示された書類